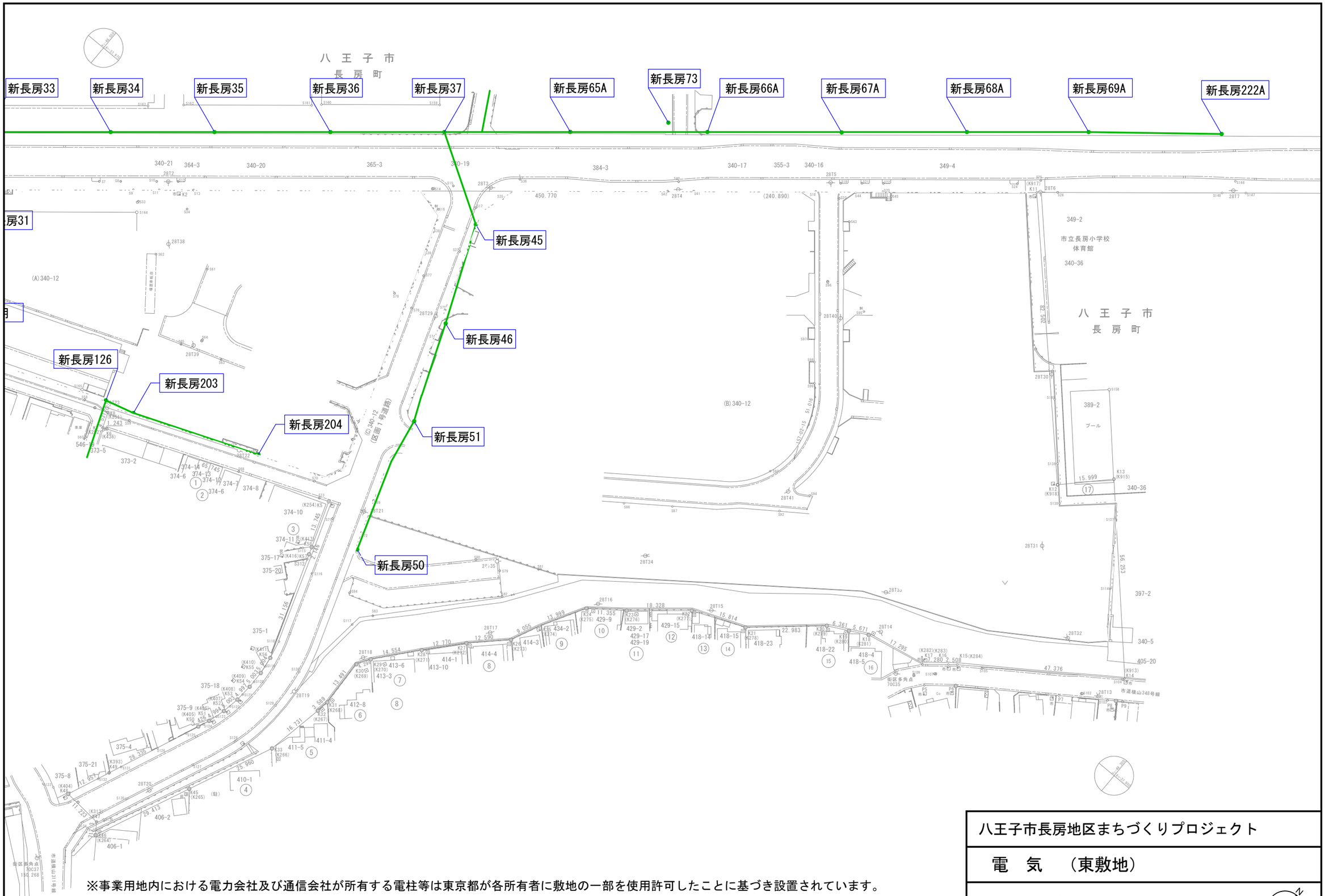

※事業用地内における電力会社及び通信会社が所有する電柱等は東京都が各所有者に敷地の一部を使用許可したことに基づき設置されています。
事業開始に当たっては、敷地の一部使用における協議を各社と実施して下さい。
※H28年1月時点の東京電力資料閲覧及び目視調査を基に作成しています。設計・工事の際には現地での確認及び関係機関との協議を行うこと。

八王子市長房地区まちづくりプロジェクト

電　気　（東敷地）

1：1,000　0　10　50m